

船舶インシデント調査報告書

令和6年1月24日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（機関故障）
発生日時	令和4年9月28日 18時20分ごろ
発生場所	愛知県南知多町 ^{しの} 篠島東方沖 篠島港西防波堤灯台から真方位115° 1,150m付近 （概位 北緯34° 40.4′ 東経137° 00.6′）
インシデントの概要	水上オートバイ ^{うみ しゅうせん} 海の自遊船は、航行中、主機の運転ができなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和4年10月12日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	水上オートバイ 海の自遊船、0.2トン（長さ3.10m） 240-67532愛知、個人所有 ガソリン機関、船内機、4サイクル、出力193.0kW、回転数毎 分7,300、3気筒、ボア99.9mm、使用燃料ガソリン、機関製 造日不詳、平成29年7月進水
乗組員等に関する情報	船長、特殊小型
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 雨、風向 西南西、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏 日没時刻：17時42分ごろ
インシデントの経過	本船は、船長が1人で乗り組み、友人1人を乗せ、南知多町大井漁 港に向けて航行中、主機が停止した。 本船は、船長が運航不能と判断して携帯電話で118番通報し、来 援した巡視艇にえい航され、篠島漁港に到着した。 修理会社担当者は、本インシデント後、主機の点検を行い、エンジ ンルームに設置されたメインスイッチのリレーの端子及びフューズの 端子が海水又は結露で腐食し接触不良を生じて点火系制御装置の電源 が喪失したことを認め、メインスイッチ及びフューズを交換して復旧 した。 本船の取扱説明書には、主機の電気系統を年に1度、又は運転時間 100時間ごとに点検するよう記載されている。 船長は、本船を夏季の6～9月の間に月に2回ほど使用し、点検整 備は修理会社に依頼しており、本インシデントの直近では令和2年1 2月に点検整備を行っていた。
分析	本船は、主機の点検整備が約2年間行われていない中、航行中、エ ンジンルームに設置されたメインスイッチのリレーの端子及びフュー

	<p>ズの端子が腐食したことから、接触不良を生じて点火系制御装置の電源が喪失し、主機が運転できなくなり、運航不能となったものと考えられる。</p>
原因	<p>本インシデントは、日没後の薄明時、本船が、主機の点検整備が約2年間行われていない中、航行中、エンジンルームに設置されたメインスイッチのリレーの端子及びフューズの端子が腐食したため、接触不良を生じて点火系制御装置の電源が喪失し、主機が運転できなくなったことにより発生したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長は、定期的に修理会社等に電気系統の点検を依頼し、リレー等の電装部品の端子に腐食が生じていた場合、交換をすること。